令和８年６月

令和８年第２回市議会（定例会）提出議案

福　岡　県　大　川　市

令和８年第２回市議会（定例会）提出議案目録

報告第　１　号　専決処分の報告について（大川市福祉会施設入口のコンクリートブロック破損事故の損害賠償）　（１）

報告第　２　号　令和７年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和８年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について　（５）

報告第　３　号　令和７年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について　(31)

報告第　４　号　令和７年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について　(35)

報告第　５　号　令和７年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告について　(39)

報告第　６　号　令和７年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告について　(43)

議案第２２号　専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）　(47)

議案第２３号　専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）　(61)

議案第２４号　専決処分の承認について（大川市保育所設置条例の一部を改正する条例）　(67)

議案第２５号　令和８年度大川市一般会計補正予算（第１号）　(73)

議案第２６号　令和８年度大川市一般会計補正予算（第２号）　(87)

議案第２７号　財産の取得について　(103)

議案第２８号　大川市副市長の選任について　(105)

議案第２９号　大川市農業委員会の委員の選任について　(107)

議案第３０号　大川市農業委員会の委員の選任について　(109)

議案第３１号　大川市農業委員会の委員の選任について　(111)

議案第３２号　大川市農業委員会の委員の選任について　(113)

議案第３３号　大川市農業委員会の委員の選任について　(115)

議案第３４号　大川市農業委員会の委員の選任について　(117)

議案第３５号　大川市農業委員会の委員の選任について　(119)

議案第３６号　大川市農業委員会の委員の選任について　(121)

議案第３７号　大川市農業委員会の委員の選任について　(123)

議案第３８号　大川市農業委員会の委員の選任について　(125)
議案第３９号　大川市農業委員会の委員の選任について　(127)
議案第４０号　大川市農業委員会の委員の選任について　(129)
議案第４１号　大川市農業委員会の委員の選任について　(131)
議案第４２号　大川市農業委員会の委員の選任について　(133)

報告第１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

大川市福祉会施設入口のコンクリートブロック破損事故の損害賠償

別　紙

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日

大川市長　江藤　義行

記

１　事　　件　　名　　大川市福祉会施設入口のコンクリートブロック破損事故の損害賠償

２　事故発生年月日　　令和８年２月２７日

３　事故発生場所　　大川市大字鐘ヶ江６５７番地２

４　当　　事　　者　　（甲）大川市長　江藤　義行

（乙）大川市大字[redacted]

５　事故の概要

本市職員の[redacted]運転の公用車が、農地の現地確認中に方向転換する際、施設入口付近のコンクリートブロックに接触し、コンクリートブロックの一部を破損したものである。

６　損害賠償の額及び和解

甲は乙に対し、損害賠償金として１１７，７００円を支払うものとし、本件に関し、双方ともその他何ら異議申し立て又は請求しない旨の和解を行う。

報告第２号

令和７年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和８年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について

標記の件について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

令和７年度

公益財団法人　筑後川昇開橋観光財団

事業報告及び決算

自　令和　７年　４月　１日
至　令和　８年　３月３１日

公益財団法人筑後川昇開橋観光財団

目　　次

事　業　報　告　書

貸　借　対　照　表

正　味　財　産　増　減　表

収　支　計　算　書

財務諸表に対する注記

収支計算表に対する注記

財　産　目　録

令和７年度　事業報告

令和７年度（令和７年４月１日より令和８年３月３１日まで）の事業内容について、次のとおり報告いたします。

（概　要）

筑後川昇開橋は、昇開式可動橋として機械技術の意匠が認められ、平成１５年には国の重要文化財に指定され、平成１９年には機械遺産に認定されるなど、現存する貴重な近代産業遺産であります。平成８年４月から遊歩道として生まれ変わり、これまでにたくさんの方々に親しまれています。

令和７年度の観光客等による昇開橋の通行者数は、前年度とほとんど同じ通行者数（約３．５万人）でした。コロナ前が５万人を超えていたことを考えますと、なかなか回復が進んでいない状況です。その中でも、外国人観光客数は千人を超えており、前年度から大きく増えています。

まず、昇開橋観光財団が行う様々な事業の情報やお知らせ等については、財団のホームページだけではなく、若者の使用が多いインスタグラムも活用し積極的に発信してまいりました。

次に、スタンプラリーについてです。国の重要文化財に指定された記念に平成１５年にから続けて行ってまいりました。令和７年度には、これまで最高の１千人近くの方に参加頂きました。

また、小学生及び中学生対象の「第２６回スケッチコンテスト」については、前年度同様に佐賀市諸富町と大川市の全小中学校に案内を送り、ホームページでも呼びかけました。昨年度に比べ小学生の出品数は減り、中学生は同数でした。応募数は小学校が４２点、中学校が２５点でした。このほか、一般を対象にした「第１２回写真コンテスト」については、写真の部とインスタグラムの部を設け実施致しました。写真の部の応募者は３５名で作品は５９点、インスタグラムの部の応募者は３６名で作品は７２点でした。

最後に、昇開橋の安全管理については、保守点検と追跡調査を定期的に実施し維持管理に努めてきました。また、令和６年度から昇開橋の保存整備と有効活用のため、昇開橋保存活用計画の改定を行って参りましたが、令和７年の１０月に文化庁より認定を受けました。

以下、令和７年度に取り組みました主な事業について、具体的に報告いたします。

・理事会に関する事項

回	開 催 日 時	内　　容
第1回	令和7年　5月27日 15時30分～	1．公益財団法人筑後川昇開橋観光財団業務執行理事の選任について 2．令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告について 3．令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団収支決算報告について 4．職務執行状況報告について
第2回	令和8年　3月25日 15時～	1．令和8年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画（案）について 2．令和8年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団収支予算（案）について 3．職務執行状況報告について

・評議員会に関する事項

回	開 催 日 時	内　　容
臨時	令和7年　4月25日 （持回り）	1．公益財団法人筑後川昇開橋観光財団役員の選任について
臨時	令和7年　6月10日 （持回り）	1．公益財団法人筑後川昇開橋観光財団評議員の選任について
第1回	令和7年　6月25日 （持回り）	1．令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告について 2．令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団収支決算報告について 3．公益財団法人筑後川昇開橋観光財団役員の選任について
臨時	令和7年11月10日 （持回り）	1．公益財団法人筑後川昇開橋観光財団役員の選任について
臨時	令和8年　1月10日 （持回り）	1．公益財団法人筑後川昇開橋観光財団役員の選任について

・普及宣伝及び観光客の誘致に関する事項

事　　項	内　　容
ポスター・パンフレットの配布	・ 観光協会や旅行会社などに随時配布
新聞・その他による宣伝	・ 新聞、テレビ、財団ホームページ等でイベントの周知 ・ インスタグラムによる写真コンテスト応募及び展示の周知 ・ スケッチコンテスト入賞者作品展示の紙面通知 ・ 写真コンテスト入賞作品展示の紙面周知
みやげ品の販売	・ストラップ　404個　・マグネット　164セット　・グラス　264個 ・写真　209枚　・ボールペン　96本

（主催事業）

事　　項	内　　容
2025筑後川昇開橋 スタンプラリー	・令和7年6月1日（日） 〇スタンプラリー　10時～15時 大川市・佐賀市内外の住民に呼びかけし、938名が参加。 4箇所全部のスタンプを集めた人は、抽選に参加、地元特産の賞品が当たるようになっていた。
第26回筑後川昇開橋 スケッチコンテスト	〇応募資格 ・大川市・佐賀市及び周辺市町村の小学生・中学生 ・令和7年4月1日～令和8年1月15日までに制作したもの 〇出展数　中学生の部が25点、小学生の部が42点 選考の結果、中学生の部及び小学生の部で市長賞を各1点、また、中学生の部では、最優秀賞　2点　優秀賞　5点、小学生の部では、最優秀賞　3点　優秀賞　10点について、賞状・記念品を授与、その他全員に参加賞を贈った。 なお、入賞作品は、佐賀市内のエスプラッツ市民交流プラザ・大川市清力美術館の2箇所で巡回展示した。
第12回筑後川昇開橋 写真コンテスト	〇応募資格 【写真の部】令和7年3月1日～令和8年2月28日まで撮影及び制作したもの 【インスタグラムの部】令和7年3月1日～令和8年2月28日まで撮影及び制作したもの 〇出展数 【写真の部】応募者総数　35名　応募作品数　59点 【インスタグラムの部】応募者総数　36名　応募作品数　72点 今年度よりインスタグラムの部を設けて参加者を募った 選考の結果、【写真の部】金賞1点　銀賞2点　入選5点 【インスタグラムの部】金賞1点　銀賞2点　入選3点について、書状・賞金を授与した。 なお、入賞作品は、大川市清力美術館・佐賀市内のエスプラッツ市民交流プラザの2箇所で巡回展示した。

・整備保存及び有効活用に関する事項

<table>
<tr><th>事　項</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>昇開橋の維持管理</td><td>・ 昇降装置の整備定期点検の実施（2回）
・ 保存修理工事後の追跡調査
・ 遊歩道の清掃</td></tr>
<tr><td>観光客等による
昇開橋の通行</td><td>・ 遊歩道の夜間開放４月～１１月・3月の午後9時まで
・ 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの月別通行者数

<table>
<tr><th>月　別</th><th>４　月</th><th>５　月</th><th>６　月</th></tr>
<tr><td>通行者数
（外国人通行者数）</td><td>3,867 人
（内 94 ）</td><td>3,650 人
（内 200 ）</td><td>3,552 人
（内 92 ）</td></tr>
<tr><td>自転車数</td><td>294 台</td><td>230 台</td><td>140 台</td></tr>
<tr><td>バス台数</td><td>17 台</td><td>12 台</td><td>4 台</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>月　別</th><th>７　月</th><th>８　月</th><th>９　月</th></tr>
<tr><td>通行者数
（外国人通行者数）</td><td>1,775 人
（内 205 ）</td><td>1,988 人
（内 100 ）</td><td>2,300 人
（内 114 ）</td></tr>
<tr><td>自転車数</td><td>94 台</td><td>100 台</td><td>143 台</td></tr>
<tr><td>バス台数</td><td>17 台</td><td>5 台</td><td>16 台</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>月　別</th><th>１０　月</th><th>１１　月</th><th>１２　月</th></tr>
<tr><td>通行者数
（外国人通行者数）</td><td>2,737 人
（内 91 ）</td><td>4,009 人
（内 38 ）</td><td>2,241 人
（内 26 ）</td></tr>
<tr><td>自転車数</td><td>158 台</td><td>213 台</td><td>105 台</td></tr>
<tr><td>バス台数</td><td>16 台</td><td>29 台</td><td>16 台</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>月　別</th><th>１　月</th><th>２　月</th><th>３　月</th></tr>
<tr><td>通行者数
（外国人通行者数）</td><td>2,747 人
（内 30 ）</td><td>2,662 人
（内 54 ）</td><td>2,755 人
（内 42 ）</td></tr>
<tr><td>自転車数</td><td>203 台</td><td>167 台</td><td>151 台</td></tr>
<tr><td>バス台数</td><td>4 台</td><td>1 台</td><td>2 台</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>合　計</td><td>34,283 人
（内 1,086 ）</td></tr>
<tr><td>月平均</td><td>2,857 人</td></tr>
<tr><td>累　計</td><td>1,405,412 人</td></tr>
<tr><td>自転車 合計</td><td>1,998 台</td></tr>
<tr><td>バス合計</td><td>139 台</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

貸借対照表

令和 8年 3月 31日現在

（単位:円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
Ⅰ 資産の部			
1.流動資産			
預金	1,346,043	8,883,654	△ 7,537,611
未収金	0	6,330	△ 6,330
商品	388,720	385,360	3,360
流動資産合計	1,734,763	9,275,344	△ 7,540,581
2.固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	208,432,540	257,764,300	△ 49,331,760
普通預金	1,784,891	1,785,840	△ 949
基本財産合計	210,217,431	259,550,140	△ 49,332,709
(2)特定資産			
普通預金	5,603,415	7,703,415	△ 2,100,000
特定資産合計	5,603,415	7,703,415	△ 2,100,000
(3)その他固定資産			
構築物	4,015,081	4,709,547	△ 694,466
什器備品	390,612	348,279	42,333
その他固定資産合計	4,405,693	5,057,826	△ 652,133
固定資産合計	220,226,539	272,311,381	△ 52,084,842
資産合計	221,961,302	281,586,725	△ 59,625,423
Ⅱ 負債の部			
1.流動負債			
未払金	912,131	7,227,764	△ 6,315,633
預り金	16,953	613	16,340
流動負債合計	929,084	7,228,377	△ 6,299,293
2.固定負債			
保証金	0	549,000	△ 549,000
固定負債合計	0	549,000	△ 549,000
負債合計	929,084	7,777,377	△ 6,848,293
Ⅲ正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2.一般正味財産	221,032,218	273,809,348	△ 52,777,130
(うち基本財産への充当額)	(210,217,431)	(259,550,140)	(△ 49,332,709)
(うち特定資産への充当額)	(5,603,415)	(7,703,415)	(△ 2,100,000)
正味財産合計	221,032,218	273,809,348	△ 52,777,130
負債及び正味財産合計	221,961,302	281,586,725	△ 59,625,423

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで

（単位:円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経 常 収 益			
①基本財産運用益	(3,330,000)	(3,330,000)	(0)
基本財産受取利息	3,330,000	3,330,000	0
②受取会費	(135,000)	(115,000)	(20,000)
賛助会員受取会費	135,000	115,000	20,000
③事業収益	(700,500)	(636,000)	(64,500)
土産品販売収益	700,500	636,000	64,500
④受取補助金等	(12,775,000)	(18,600,000)	(△ 5,825,000)
受取国庫補助金	0	0	0
受取寄付金大川・佐賀市補助金	12,775,000	12,600,000	175,000
受取大川・佐賀保存活用計画改定事業負担金	0	6,000,000	△ 6,000,000
受取福岡県補助金	0	0	0
受取佐賀県補助金	0	0	0
⑤受取寄付金	(308,000)	(302,008)	(5,992)
受取寄付金	308,000	302,008	5,992
⑥雑収益	(160,236)	(135,386)	(24,850)
受取利息	11,668	3,386	8,282
雑収益	148,568	132,000	16,568
経 常 収 益 計	17,408,736	23,118,394	△ 5,709,658
(2)経 常 費 用			
①事業費			
事業経費	(15,380,687)	(20,615,582)	(△ 5,234,895)
商品売上原価	374,040	440,990	△ 66,950
給料手当	2,830,384	2,550,118	280,266
臨時雇賃金	5,322,627	4,319,537	1,003,090
福利厚生費	956,695	1,018,805	△ 62,110
旅費交通費	29,340	38,190	△ 8,850
通信運搬費	98,069	95,502	2,567
減価償却費	852,133	835,467	16,666
什器備品費	0	0	0
消耗品費	178,203	213,075	△ 34,872
修繕費	15,000	4,400	10,600
燃料費	260	1,735	△ 1,475
印刷製本費	445,500	76,450	369,050
光熱水料費	671,312	663,927	7,385
保険料	20,990	20,990	0
諸謝金	58,000	58,000	0
食糧費	41,932	52,927	△ 10,995
報償費	284,586	290,845	△ 6,259
広告費	30,000	178,500	△ 148,500
委託費	3,126,700	3,203,700	△ 77,000
雑費	44,916	47,750	△ 2,834
保存活用計画改定費	0	6,504,674	△ 6,504,674
事 業 費 計	15,380,687	20,615,582	△ 5,234,895

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで

（単位:円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
②管理費			
給料手当	3,445,833	3,087,212	358,621
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	538,300	491,379	46,921
会議費	5,413	5,500	△ 87
旅費交通費	12,190	7,750	4,440
通信運搬費	159,216	135,829	23,387
消耗品費	16,337	18,952	△ 2,615
修繕費	0	0	0
賃借料	434,280	434,280	0
保険料	140,290	146,140	△ 5,850
租税公課	9,590	5,725	3,865
委託費	658,900	644,050	14,850
支払負担金	13,000	13,000	0
雑費	40,070	40,830	△ 760
管 理 費 計	5,473,419	5,030,647	442,772
経 常 費 用 計	20,854,106	25,646,229	△ 4,792,123
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,445,370	△ 2,527,835	△ 917,535
③基本財産売却益	(0)	(0)	(0)
基本財産投資有価証券売却益	0	0	0
④基本財産評価益	(92,040,343)	(56,626,275)	(35,414,068)
基本財産投資有価証券調整増額	12,483	12,483	0
基本財産投資有価証券評価益	92,027,860	56,613,792	35,414,068
⑤基本財産評価損	(141,372,103)	(94,996,755)	(46,375,348)
基本財産投資有価証券調整減額	11,534	11,534	0
基本財産投資有価証券評価損	141,360,569	94,985,221	46,375,348
基本財産評価損益等	△ 49,331,760	△ 38,370,480	△ 10,961,280
評価損益等計	△ 49,331,760	△ 38,370,480	△ 10,961,280
当期経常増減額	△ 52,777,130	△ 40,898,315	△ 11,878,815
2.経常外増減の部			
(1)経 常 外 収 益			
①その他計上外収益	(0)	(0)	(0)
基本財産償還金	0	0	0
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2)経 常 外 費 用			
固定資産除却損	0	0	0
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 52,777,130	△ 40,898,315	△ 11,878,815
当期一般正味財産増減額	△ 52,777,130	△ 40,898,315	△ 11,878,815
一般正味財産期首残高	273,809,348	314,707,663	△ 40,898,315
一般正味財産期末残高	221,032,218	273,809,348	△ 52,777,130
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	221,032,218	273,809,348	△ 52,777,130

収 支 計 算 書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで

（単位:円）

科　　目	予 算 現 額	決 算 額	差　異	備　考
Ⅰ事業活動収支の部				
1．事業活動収入				
① 基本財産運用収入	[3,330,000]	[3,330,000]	[0]	
基本財産利息収入	3,330,000	3,330,000	0	
② 会費収入	[400,000]	[135,000]	[265,000]	
賛助会員会費収入	400,000	135,000	265,000	
③ 事業収入	[1,100,000]	[700,500]	[399,500]	
土産品販売収入	1,100,000	700,500	399,500	
④ 補助金等収 入	[12,775,000]	[12,775,000]	[0]	
受取国庫補助金	0	0		
受取大川･佐賀市補助金	12,775,000	12,775,000		
受取大川･佐賀市負担金	0	0		
受取福岡県補助金	0	0		
受取佐賀県補助金	0	0		
⑤ 寄付金収入	[270,000]	[308,000]	[△ 38,000]	
寄付金収入	270,000	308,000	△ 38,000	
⑥ 雑収入	[152,600]	[160,236]	[△ 7,636]	
受取利息収入	1,000	11,668	△ 10,668	
雑収入	151,600	148,568	3,032	
事 業 活 動 収 入 計	18,027,600	17,408,736	618,864	
2．事業活動支出				
① 事 業 費 支 出	[15,510,600]	[14,731,914]	[778,686]	
事 業 経 費 支 出	(15,510,600)	(14,731,914)	(778,686)	
商 品 仕 入 支 出	505,000	377,400	127,600	
給 与 手 当 支 出	2,830,400	2,830,384	16	
臨 時 雇 用 賃 金 支 出	5,326,600	5,322,627	3,973	
福 利 厚 生 費 支 出	959,600	956,695	2,905	
旅 費 交 通 費 支 出	40,000	29,340	10,660	
通 信 費 支 出	150,000	98,069	51,931	
什 器 備 品 費 支 出	200,000	200,000	0	
消 耗 品 費 支 出	259,000	178,203	80,797	
修 繕 費 支 出	50,000	15,000	35,000	
印 刷 製 本 費 支 出	446,000	445,500	500	
燃 料 費 支 出	4,000	260	3,740	
光 熱 水 支 出	740,000	671,312	68,688	
保 険 料 支 出	30,000	20,990	9,010	
諸 謝 金 支 出	70,000	58,000	12,000	
食 糧 費 支 出	60,000	41,932	18,068	
報 償 費 支 出	400,000	284,586	115,414	
広 告 費 支 出	30,000	30,000	0	
委 託 費 支 出	3,365,000	3,126,700	238,300	
雑 費 支 出	45,000	44,916	84	
保 存 活 用 計 画 改 定 支 出	0	0	0	

収 支 計 算 書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで

（単位:円）

科　　目	予算現額	決算額	差　異	備　考
② 管理費支出	[5,667,000]	[5,473,419]	[193,581]	
給料手当支出	3,446,000	3,445,833	167	
臨時雇賃金支出	0	0	0	
福利厚生費支出	580,000	538,300	41,700	
会議費支出	18,000	5,413	12,587	
旅費交通費支出	14,000	12,190	1,810	
通信運搬費支出	180,000	159,216	20,784	
消耗品費支出	77,700	16,337	61,363	
修繕費支出	0	0	0	
賃借料	434,300	434,280	20	
保険料支出	150,000	140,290	9,710	
租税公課支出	9,600	9,590	10	
委託費支出	698,400	658,900	39,500	
支払負担金支出	13,000	13,000	0	
雑支出	46,000	40,070	5,930	
事業活動支出計	21,177,600	20,205,333	972,267	
事業活動収支差額	△ 3,150,000	△ 2,796,597	△ 353,403	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1．投資活動収入				
① 基本財産取崩収入	[0]	[12,483]	[△ 12,483]	
基本財産投資有価証券増額収入	0	12,483	△ 12,483	
② 他投資活動収入	[0]	[0]	[0]	
基本財産償還金収入	0	0	0	
③ 特定資産取崩収入	2,100,000	[2,100,000]		
修繕引当金取崩収入	2,100,000	2,100,000		
投資活動収入計	2,100,000	2,112,483	△ 12,483	
2．投資活動支出				
① 基本財産取得支出	[0]	[11,534]	[△ 11,534]	
基本財産投資有価証券減額等支出	0	11,534	△ 11,534	
② 特定資産取得支出	[0]	[0]	[0]	
他特定資産取得支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	11,534	△ 11,534	
投資活動収支差額	2,100,000	2,100,949	△ 949	
Ⅲ 予備費支出				
予備費支出		0	0	
当期収支差額	△ 1,050,000	△ 695,648	△ 354,352	
前期繰越収支差額		1,112,576	△ 1,112,576	
次期繰越収支差額	△ 1,050,000	416,928	△ 1,466,928	

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は償却原価法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

該当なし。

(5) リース取引の処理方法

該当なし。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位:円)

科　　目	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額	備　　考
基本財産					
投資有価証券	257,764,300	92,040,343	141,372,103	208,432,540	
普通預金	1,785,840	11,534	12,483	1,784,891	
小　計	259,550,140	92,051,877	141,384,586	210,217,431	
特定資産					
昇開橋修理引当預金	7,703,415	0	2,100,000	5,603,415	
合　計	267,253,555	92,051,877	143,484,586	215,820,846	

注　アンダーパー調整額 12,483円　オーバーパー調整額 11,534円

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位:円)

科　　目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
基本財産				
投資有価証券	(208,432,540)	(0)	(208,432,540)	(－)
普通預金	(1,784,891)	(0)	(1,784,891)	(－)
小　計	(210,217,431)	(0)	(210,217,431)	(0)
特定資産				
普通預金	(5,603,415)	(0)	(5,603,415)	(－)
小　計	(5,603,415)	(0)	(5,603,415)	(0)
合　計	(215,820,846)	(0)	(215,820,846)	(0)

6. 担保に供している資産

該当なし。

財務諸表に対する注記

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。　（単位：円）

科　　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	15,211,350	11,196,269	4,015,081
什器備品	1,926,692	1,536,080	390,612
合　　計	17,138,042	12,732,349	4,405,693

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし。

9. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当なし。

10. 有価証券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の状況

その他有価証券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。　（単位：円）

項　　目	帳簿価額	時　　価	評価損益	備　　考
日本国債30年（第76回）	49,979,499	31,065,000	−18,914,499	償還日：2052.9.20 額　面：50,000,000
政保日本高速道路保有債務返済機構	99,838,899	48,360,000	−51,478,899	償還日：2051.08.31 額　面：100,000,000
日本国債30年（第67回）	29,997,879	15,738,000	−14,259,879	償還日：2050.6.20 額　面：30,000,000
日本国債30年（第74回）	99,923,407	55,940,000	−43,983,407	償還日：2052.3.20 額　面：100,000,000
日本国債20年（第150回）	50,109,571	46,940,000	−3,169,571	償還日：2034.09.20 額　面：50,000,000
日本国債30年（第68回）	19,943,854	10,389,540	−9,554,314	償還日：2050.9.20 額　面：20,000,000
合　　計	349,793,109	208,432,540	−141,360,569	

財務諸表に対する注記

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の収入金額等

補助金等の内訳並びに交付者、当期の収入金額等は、次のとおりである。 （単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末未収額	当期決定額	貸借対照表上の記載区分
【補助金】				
運営補助金	大川市	0	6,300,000	
同上	佐賀市	0	6,300,000	
おもてなし環境整備事業補助金	大川市	0	175,000	
合　計		0	12,775,000	

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当無し。

13. 関連当事者との取引の等の内訳

該当無し。

14. 商品売上原価の内訳

期首棚卸高	385,360
当期仕入高	377,400
期末棚卸高	388,720
差引商品売上原価	374,040

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金・未収入金・未払金・預り金・保証金を含めている。

なお、当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

2. 資金の範囲について

該当なし。

3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の範囲の内訳

（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期末残高
現金預金	8,883,654	1,346,043
未収入金	6,330	0
合　　計	8,889,984	1,346,043
未 払 金	7,227,764	912,131
預 り 金	613	16,953
保 証 金	549,000	0
合　　計	7,777,377	929,084

財 産 目 録

令和 8年 3月 31日現在

（単位：円）

科　　目	場所等	使用目的等	金　　額
Ⅰ資産の部			
1 流動資産			
現 金 ・ 預 金			
株式会社福岡銀行	大川支店 1338316	運転資金として	1,345,717
株式会社福岡銀行	大川支店 1736214	運転資金として	0
株式会社西日本シティ銀行	大川支店 1205858	運転資金として	326
商　品		公益事業の収入源としての商品	388,720
流動資産合計			1,734,763
Ⅱ固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	SMBC日興証券株式会社 福岡支店 他		
	30%分	公益目的保有財産として運用益を公益目的事業の用に使用している。	62,529,762
	70%分	運用益を管理運営の用に供している。	145,902,778
普通預金	大川信用金庫 本店営業部 1535547		
	30%分	公益目的保有財産として運用益を公益目的事業の用に使用している。	1,249,423
	70%分	運用益を管理運営の用に供している。	535,468
基本財産合計			210,217,431
(2) 特定資産			
普通預金	大川信用金庫 本店営業部 1535636	公益目的事業の積立金であり、突発的修理に充てるために管理されている預金	5,603,415
特定資産合計			5,603,415
構築物	水道設備	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している。	546,231
	LED照明灯		3,342,325
	防犯警告板		126,525
	NECノートパソコン	法人の管理運営に使用している。	1
什器備品	放送設備	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している。	1
	NECパソコン		1
	エアコン 武町デンキ		67,278
	防犯カメラ		139,997
	パソコン		183,334
その他固定資産計			4,405,693
固 定 資 産 合 計			220,226,539
資　産　合　計			221,961,302
Ⅱ負債の部			
1 流動負債			
未払金	3月分給与手当・賃金	事務局長・臨時雇員の給与、賃金の支払いに備えたもの	872,131
	3月分委託費	門扉施錠管理業務委託費の支払いに備えたもの	30,000
	アマゾンギフト券（インスタ用）	写真コンテスト入賞者への副賞商品に使用するもの	10,000
預り金	職員給与分	源泉所得税	16,953
流動負債合計			929,084
2 固定負債			0
固定負債合計			0
負 債 合 計			929,084
正 味 財 産			221,032,218

令和８年度

公益財団法人　筑後川昇開橋観光財団

事業計画及び収支予算

自　令和　８年　４月　１日
至　令和　９年　３月３１日

公益財団法人筑後川昇開橋観光財団

目　　次

事　　業　　計　　画

収　支　予　算　書

令和８年度事業計画

昭和１０年に架設された筑後川昇開橋は、平成１５年に国の重要文化財として指定を受け、平成１９年には日本機械学会から「機械遺産」に認定されるなど、貴重な近代遺産になっています。平成８年４月から遊歩道として生まれ変わり、これまでにたくさんの人々に親しまれています。

令和７年度の観光客等による昇開橋の通行者数は、前年度とほとんど同じ通行者数でした。コロナ前が５万人を超えていたことを考えますと、なかなか回復が進んでいない状況です。大川市及び佐賀市、その他関係機関と緊密に連携を取りながら、より多くの方に来ていただけるよう様々な施策を行ってまいります。

まず、ホームページとインスタグラムを活用し、昇開橋観光財団が行う様々な事業の情報やお知らせ等を積極的に発信してまいります。

次に、スタンプラリーについてです。国の重要文化財に指定された記念に平成１５年にから続けて行ってまいりました。令和７年度には、これまで最高の１千人近くの方に参加頂きました。本年度も、関係者及び関係機関の協力を得ながら、大川市・佐賀市両市の「えつ祭り」と同一日に、地域の活性化のために実施したいと考えております。

また、スケッチコンテストについては、大川市・佐賀市両市の小、中学校を中心に広く呼びかけをします。写真コンテストについては、ホームページやインスタグラムを中心に呼びかけを行い幅広い年齢層から作品を公募いたします。両コンテストの入賞作品については、美術館等に展示をしたり、ホームページ上に掲示をしたりしながら財団の広報活動に活用してまいります。

昇開橋の保存整備については、年２回の保守点検と追跡調査を実施し維持管理を行っていくと同時に、大川市及び佐賀市、その他関係機関と連携を取り、協力を得ながら昇開橋の有効活用等に努めてまいります。また、令和９年度から予定している公開、活用に係る施設整備に向けての事業計画を提出することにしています。

１．昇開橋の保存・整備及び有効活用

（１）昇降設備の保守点検整備，維持管理に関する事業
（２）公開、活用に係る施設整備に向けての事業計画提出

２．観光事業の普及・宣伝及び集客の誘致に関する事業

（１）ホームページ及びインスタグラムによる情報発信
（２）旅行情報誌、新聞、テレビ、インターネットの活用
（３）交通、観光関連企業等に対する各市観光協会等と連携した宣伝活動
（４）土産品の販売促進
（５）地域の住民団体等との連携によるまちづくり事業の展開

３．各種「イベント」の開催

（１）スタンプラリー（５月３１日　開催予定）
（２）スケッチコンテスト（７月上旬募集要項配布）
（３）写真コンテスト（令和８年３月～令和９年２月の間に撮影した写真を募集）

４．観光事業の調査、研究、企画に関する事業

（１）観光情報の収集、動向調査
（２）昇開橋利用者に口頭を中心にしたアンケート調査

５．昇開橋の周辺環境整備に関する事業

（１）遊歩道の清掃美化

令和８年度収支予算

（収入の部）　　（単位：円）

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	比　較	説　明
1. 経常収益			21,967,000	19,936,000	2,031,000	
	①基本財産運用	基本財産受取利息	3,330,000	3,330,000	0	国債等
	②受取会費	賛助会員受取会費	400,000	400,000	0	5000円×80口
	③事業収益	土産品販売収益	1,200,000	1,100,000	100,000	土産品販売
	④補助金等	市　補　助　金	16,600,000	12,600,000	4,000,000	財団運営費 （両市　50%　830万円ずつ）
		市　負　担　金	0	0	0	
	⑤受取寄附金	受　取　寄　附　金	300,000	270,000	30,000	
	⑥受取利息	受　取　利　息	5,000	1,000	4,000	普通預金利息
	⑦雑収益	雑　収　入	132,000	135,000	△ 3,000	国交省光ケーブル設置使用料等
	⑧特定資産取崩収入	特定資産取崩収入	0	2,100,000	△ 2,100,000	
2. 前年度繰越金			400,000	1,050,000	△ 650,000	
合　計			22,367,000	20,986,000	1,381,000	

（支出の部）　　（単位：円）

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	比　較	説　明
1. 経常費用			22,367,000	20,986,000	1,381,000	
	①事業会計		16,298,000	15,299,000	999,000	
		給　料　手　当	3,027,000	2,750,000	277,000	事務局長　（50%）事務員（40%）
		臨　時　雇　賃　金	5,270,000	4,745,000	525,000	操作員（3名分）
		福　利　厚　生　費	1,300,000	1,100,000	200,000	社会保険、健康診断等（3名分、　局長分　50%、事務員　40%）
		旅　費　交　通　費	50,000	60,000	△ 10,000	
		通　信　運　搬　費	200,000	230,000	△ 30,000	操作員現場携帯電話料、郵送代
		什　器　備　品　費	100,000	100,000	0	
		消　耗　品　費	300,000	330,000	△ 30,000	コピー機カウンター料等
		修　繕　費	200,000	400,000	△ 200,000	昇開橋修理
		印　刷　製　本　費	100,000	150,000	△ 50,000	スタンプラリーマップ等
		燃　料　費	4,000	4,000	0	操作室現場灯油代
		光　熱　水　費	732,000	740,000	△ 8,000	昇開橋電気料、水道料
		保　険　料	30,000	30,000	0	賠償保険、傷害保険料等
		諸　謝　金	70,000	70,000	0	スタンプラリー協力団体書金 芸術コンテスト審査謝金
		食　糧　費	60,000	60,000	0	スタンプラリースタッフ弁当代、お茶代
		報　償　金	420,000	430,000	△ 10,000	写真コンテスト賞金等

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	比較	説明
		広告費	90,000	130,000	△ 40,000	雑誌等広告料
		委託費	3,900,000	3,400,000	500,000	昇開橋定期点検（2回）、 施錠管理 スタンプラリー会場設営費等
		雑費	45,000	45,000	0	振込手数料
		商品仕入費	400,000	525,000	△ 125,000	土産品作成代
		保存活用計画改定費	0	0	0	
	②法人会計		6,069,000	5,687,000	382,000	
		給料手当	3,722,000	3,350,000	372,000	事務局長 （50%）事務員（60%）
		臨時雇賃金	10,000	20,000	△ 10,000	
		福利厚生費	620,000	600,000	20,000	社会保険、健康診断等 （事務局長 50% 事務員 60%）
		会議費	18,000	18,000	0	
		旅費交通費	50,000	50,000	0	
		通信運搬費	180,000	180,000	0	事務所電話料等
		消耗品費	90,000	100,000	△ 10,000	
		修繕費	20,000	20,000	0	
		保険料	150,000	150,000	0	
		賃借料	440,000	432,000	8,000	コピー機リース代
		租税公課	8,000	6,000	2,000	
		委託費	700,000	700,000	0	決算・経理指導業務委託 役員変更登記等
		負担金	13,000	13,000	0	大川観光協会、社会保険協会
		雑費	48,000	48,000	0	残高証明書、振込手数料
合計			22,367,000	20,986,000	1,381,000	

公益財団法人筑後川昇開橋観光財団役員名簿

（令和８年５月１８日　現在）

役職名	氏　　名	現　　職
理事長	江藤　義行	大川市長
副理事長	溝尾　彰人	佐賀市副市長
理　事	永島　守	大川市議会議長
理　事	松永　幹哉	佐賀市議会議長
理　事	松田　洋一	大川商工会議所会頭
理　事	吉村　正	佐賀市南商工会会長
理　事	河野　潤一郎	西日本新聞社柳川支局長
理　事	指山　弘雄	㈱サガテレビ代表取締役社長
理　事	木下　修二	大川文化協会会長
理　事	平川　昭彦	佐賀市文化連盟諸富支部長
理　事	中島　聖知	（一社）大川観光協会代表理事
理　事	牛島　英人	（一社）佐賀市観光協会会長
理　事	下川　昌一	(公財)筑後川昇開橋観光財団事務局長
監　事	蠣久　知美	佐賀市会計管理者
監　事	添島　良徳	大川市会計管理者

公益財団法人筑後川昇開橋観光財団評議員名簿

（令和８年５月１８日　現在）

役職名	氏　　名	現　　職
評議員	-	大川市副市長
評議員	古賀　伸輔	佐賀市経済部長
評議員	内藤　栄治	大川市議会産業建設委員長
評議員	野中　宣明	佐賀市議会議員
評議員	東　　勝典	大川市区長会長
評議員	井上　好崇	諸富校区自治会長会代表
評議員	丸田　真大	(協)福岡・大川家具工業会理事長
評議員	樺島　雄大	諸富家具振興（協）理事長
評議員	市田　里実	大川活性化協議会長
評議員	野中　佑輔	諸富町観光・産業振興協議会実行委員会代表
評議員	八谷　竹嗣	佐賀市南部特産物直売所運営協議会事務局長
評議員	井口　弘子	大川市連合婦人会副会長

報告第３号

令和７年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について

標記について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

令和7年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
										繰越金	特定財源		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計					国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎大規模改修事業	1,277,300,000	510,920,000	84,537,800	595,457,800	366,855,802	228,601,998	228,601,998	22,901,998		205,700,000	
8 土木費	5 都市計画費	向島雨水ポンプ場改築事業（第1期）	130,000,000	51,500,000		51,500,000	45,800,000	5,700,000	5,700,000	420,000	2,280,000	3,000,000	
10 教育費	6 社会教育費	旧緒方家住宅整備事業	196,172,000	72,057,000	34,010,500	106,067,500	76,128,500	29,939,000	29,939,000	1,098,519	19,240,481	9,600,000	

報告第４号

令和７年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

標記について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

令和7年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
2　総務費	1　総務管理費	庁舎照明器具ＬＥＤ化工事費	942,000	942,000			800,000	142,000
2　総務費	3　戸籍住民基本台帳費	戸籍等システム改修事業	1,848,000	1,848,000		1,848,000		
3　民生費	2　児童福祉費	子育て世帯生活支援給付金事業	800,000	544,000		544,000		
3　民生費	2　児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	4,102,000	4,102,000		4,102,000		
4　衛生費	1　保健衛生費	斎場施設工事費	4,364,000	3,982,000				3,982,000
7　商工費	1　商工費	生活支援商品券配布事業	269,362,000	105,759,606		105,759,606		
9　消防費	1　消防費	消防車両等購入費	24,061,000	24,061,000			23,900,000	161,000

報告第５号

令和７年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告について

標記について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

令和７年度大川市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予　算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額	説　明
						国　県 支出金	企業債	一般財源			
1	1		円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事	19,470,000		19,470,000			19,470,000			配水管布設替工事 翌年度繰越額 　19,470,000 円 県による道路改良工事の工期延長にあわせて、工期を延長するもの。

報告第６号

令和７年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告について

標記について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

令和７年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予　算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額	説　明
						国　県 支出金	企業債	一般財源			
1 資本的支出	1 建設改良費	水処理施設増設事業委託料（機械・電気）	円 59,000,000	円 14,000,000	円 18,000,000	円 9,900,000	円 7,200,000	円 900,000	円 27,000,000	円	水処理施設増設事業委託料（機械・電気） 翌年度繰越額 18,000,000 円 本工事で増設対象機器（エアレーション装置）の仕様が既設から変更となることから、機械・電気に係わる全体的な仕様確認に不測の期間(6ヶ月)を要したため、繰越申請するもの。

議案第２２号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１７９条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

大川市税条例の一部を改正する条例　　別　紙

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日

大川市長　江　藤　義　行

記

大川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理　由

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）が令和８年３月３１日に公布され、一部令和８年４月１日から施行されることに伴い、大川市税条例の一部を改正する必要がある。

大川市税条例の一部を改正する条例

大川市税条例（昭和２９年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条中「、第８１条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第８１条の６第１項の申告書、」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第３４条の６第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３４条の７中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）

又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

（３）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　公的年金等支払者の名称

（２）　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）　特定配偶者の氏名

（４）　扶養親族又は特定親族の氏名

（５）　その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用

者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第８１条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８１条第２項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条の３から第８１条の８までを削る。

第８１条の９（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第８１条の３とする。

第８２条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８３条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８７条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改める。

第８８条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８９条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９０条の見出し並びに同条第１項、第２項及び第４項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第５項中「第１項」を「、第１項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９１条第２項中「、又は第８０条第３項ただし書」を「又は第８０条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第６項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

付則第９条の３の前の見出し及び同条を削る。

付則第９条の３の２に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に、「令和７年」を「令和１２年」に、「において、前条第１項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「付則第９

条の３の２第１項」を「付則第９条の３第１項」に改め、同条を付則第９条の３とする。

付則第９条の４中「又は付則第２２条第１項」を「、付則第２１条の３第１項又は付則第２２条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

付則第１０条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め、同条第２項中「、付則第９条の３の２第１項」を削る。

付則第１１条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第１２条の２第３項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号イ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２４項第３号イ」に、「４分の３」を「３分の２」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に、「４分の３」を「３分の２」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２７項」に改める。

付則第１２条の３第７項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第８項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め、同条第９項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１１項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１４項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改める。

付則第１７条の２から第１７条の６までを削る。

付則第１８条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、

「の種別割」を削り、「同条第２号ア(イ)」を「同条第２号イ(イ)」に、「同号ア(ウ)a」を「同号イ(ウ)a」に改め、同条第４項を削る。

付則第１８条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

付則第１８条の３第３項第２号、第１８条の４第３項第２号及び第１９条第３項第２号中「、付則第９条の３第１項及び付則第９条の３の２第１項」を「及び付則第９条の３第１項」に改める。

付則第１９条の２第１項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に、「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第２０条第５項第２号及び第２１条第２項第２号中「、付則第９条の３第１項及び付則第９条の３の２第１項」を「及び付則第９条の３第１項」に改める。

付則第２１条の３の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第２１条の４　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附

則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第２１条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（２）　第３４条の５から第３４条の７まで、第３４条の８第１項、付則第９条第１項及び付則第９条の３第１項の規定の適用については、第３４条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第２１条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の６第１項前段、第３４条の７、第３４条の８第１項、付則第９条第１項及び付則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第２１条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第２１条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（３）　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第２１条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第２１条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（４）　付則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第２１条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第２１条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第２２条第２項第２号中「、付則第９条の３第１項及び付則第９条の３の２第１項」を「及び付則第９条の３第１項」に改める。

付則第２２条の２第２項第２号中「、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項」を「及び第９条の３第１項」に改め、「第３４条の６第１項前段」の次に「、第３４条の７」を加え、「とあり，及び第３４条の７中「所得割

額」」を削り、同項第５号中「付附則第９条の５」を「付則第９条の５」に改め、同条第５項第２号中「、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項」を「及び第９条の３第１項」に改め、「第３４条の６第１項前段」の次に「、第３４条の７」を加え、「とあり，及び第３４条の７中「所得割額」」を削る。

付則第２２条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項」を「及び第９条の３第１項」に改める。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３の改正規定並びに付則第６条の改正規定及び付則第９条の３の２第１項の改正規定（「令和２０年度」を「令和２５年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和１２年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日

（２）　第６３条の改正規定及び付則第３条第２項の規定　令和９年４月１日

（３）　第３４条の６第２項の改正規定並びに付則第９条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、付則第１１条の２の改正規定及び付則第１９条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

（４）　付則第９条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第２１条の３の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の大川市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払

を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大川市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　前条第１号に掲げる規定による改正後の大川市税条例付則第９条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第４号に掲げる規定による改正後の大川市税条例付則第９条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税

について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　新条例付則第１９条の２第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第１９条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　新条例付則第２１条の４の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（大川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　大川市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年３月３１日条例第１７号）の一部を次のように改正する。

付則第６条中「の種別割」を削る。

議案第２３号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１７９条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　　別　紙

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日

大川市長　江　藤　義　行

大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号）が令和８年４月１日から施行されることに伴い、大川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大川市国民健康保険税条例（昭和３２年大川市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６６万円」を「６７万円」に改める。

第２１条第１項中「６６万円」を「６７万円」に改め、同項第２号中「３０万５千円」を「３１万円」に改め、同項第３号中「５６万円」を「５７万円」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の大川市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第２４号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１７９条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

大川市保育所設置条例の一部を改正する条例　　別　紙

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和８年４月１日

大川市長　江　藤　義　行

大川市保育所設置条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

令和８年度から認定こども園大川中央保育園において乳児等通園支援事業を実施するにあたり、大川市保育所設置条例第１条において定めている目的に乳児等通園支援事業を定めておく必要がある。

大川市保育所設置条例の一部を改正する条例

大川市保育所設置条例（昭和３９年大川市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「及び認定こども園法第２条第６項に規定する子育て支援事業」を「、認定こども園法第２条第１２項に規定する子育て支援事業及び法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業」に改める。

付　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令 和 8 年 度

大 川 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

目　　次

総括的事項の文言

第１表　　歳入歳出予算補正

（歳　入）

（歳　出）

第２表　　継続費補正

第３表　　地方債補正

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１　総　括

２　歳　入

３　歳　出

継続費調書（補正）

地方債調書（補正）

議案第２５号

令和８年度大川市一般会計補正予算（第１号）

令和８年度大川市一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,055,000 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位　：　千円）

款	項	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
19 繰越金		1	2,500	2,501
	1 繰越金	1	2,500	2,501
21 市債		1,415,000	22,500	1,437,500
	1 市債	1,415,000	22,500	1,437,500
歳　　入　　合　　計		21,030,000	25,000	21,055,000

（歳　　出）　　（単位　：　千円）

款	項	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
10 教育費		1,631,674	25,000	1,656,674
	6 社会教育費	340,292	25,000	365,292
歳　　出　　合　　計		21,030,000	25,000	21,055,000

第２表　　継続費補正

１変更

款	項	事　業　名	補正前			補正後		
			総　　額	年　　度	年　割　額	総　　額	年　　度	年　割　額
			千円		千円	千円		千円
10　教育費	6　社会教育費	旧緒方家住宅整備事業	196,172	令和５年度	17,081	221,172	令和５年度	17,081
				令和６年度	68,711		令和６年度	68,711
				令和７年度	72,057		令和７年度	72,057
				令和８年度	38,323		令和８年度	63,323

第３表　　地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	千円 34,400	証書借入 又は 証券発行 （政府資金 その他）	6.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 56,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

１．総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）

（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	1	2,500	2,501
21 市債	1,415,000	22,500	1,437,500
歳入合計	21,030,000	25,000	21,055,000

（歳　出）　　（単位 ： 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	1,631,674	25,000	1,656,674		22,500		2,500
歳出合計	21,030,000	25,000	21,055,000		22,500		2,500

２．歳入

（款） 19　繰越金　　（項） 1　繰越金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	1	2,500	2,501	1 繰越金	2,500	前年度繰越金
計	1	2,500	2,501			

（款） 21　市債　　（項） 1　市債　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
6 教育債	245,800	22,500	268,300	2 社会教育債	22,500	社会教育施設整備事業債
計	1,415,000	22,500	1,437,500			

３．歳出

（款）　10　教育費　　（項）　6　社会教育費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	128,900	25,000	153,900		22,500		2,500	12 委託料	5,000	旧緒方家住宅保存修理工事監理業務委託料
								14 工事請負費	20,000	旧緒方家住宅保存修理工事費
計	340,292	25,000	365,292		22,500		2,500			

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費総額に対する進捗率
			年度	年度割	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国県支出金	地方債	その他							
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
10 教育費	6 社会教育費	旧緒方家住宅整備事業	5	17,081	8,540	7,600		941	17,081			17,081		7.7
			6	68,711	34,355	30,900		3,456	34,701	34,010		68,711		31.1
			7	72,057	36,028	32,400		3,629		21,818	50,239	72,057		32.6
			8	63,323		56,900		6,423			63,323	63,323		28.7
			計	221,172	78,923	127,800		14,449	51,782	55,828	113,562	221,172		100.0

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分		当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
		当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
		千円	千円	千円
1 普通債	補正前の額	1,415,000	904,250	10,517,775
	補正額	22,500		22,500
	補正後の額	1,437,500	904,250	10,540,275
(10) 教育	補正前の額	245,800	250,638	3,799,468
	補正額	22,500		22,500
	補正後の額	268,300	250,638	3,821,968
合計	補正前の額	1,415,000	1,416,964	14,309,009
	補正額	22,500		22,500
	補正後の額	1,437,500	1,416,964	14,331,509

令 和 8 年 度

大 川 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

目　　次

総括的事項の文言

第１表　　歳入歳出予算補正

（歳　入）

（歳　出）

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１　総　括

２　歳　入

３　歳　出

議案第２６号

令和８年度大川市一般会計補正予算（第２号）

令和８年度大川市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,853 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,092,853 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位　：　千円）

款	項	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
14 国庫支出金		3,289,174	1,320	3,290,494
	2 国庫補助金	714,063	1,320	715,383
15 県支出金		1,811,712	17,206	1,828,918
	2 県補助金	667,492	16,506	683,998
	3 委託金	56,430	700	57,130
19 繰越金		2,501	19,327	21,828
	1 繰越金	2,501	19,327	21,828
歳　　入　　合　　計		21,055,000	37,853	21,092,853

（歳　　出）　　（単位　：　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,103,472	5,574	4,109,046
	1 総務管理費	3,727,009	5,574	3,732,583
3 民生費		7,821,011	18,003	7,839,014
	1 社会福祉費	3,849,593	2,640	3,852,233
	2 児童福祉費	3,314,982	15,363	3,330,345
6 農林水産業費		1,083,318	13,576	1,096,894
	1 農業費	1,052,708	13,576	1,066,284
10 教育費		1,656,674	700	1,657,374
	1 教育総務費	211,069	700	211,769
歳出合計		21,055,000	37,853	21,092,853

１．総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	3,289,174	1,320	3,290,494
15 県支出金	1,811,712	17,206	1,828,918
19 繰越金	2,501	19,327	21,828
歳入合計	21,055,000	37,853	21,092,853

（歳　出）　　（単位 ： 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,103,472	5,574	4,109,046				5,574
3 民生費	7,821,011	18,003	7,839,014	9,001			9,002
6 農林水産業費	1,083,318	13,576	1,096,894	8,825			4,751
10 教育費	1,656,674	700	1,657,374	700			
歳出合計	21,055,000	37,853	21,092,853	18,526			19,327

２．歳入

（款） 14　国庫支出金　　（項） 2　国庫補助金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	139,703	1,320	141,023	1 社会福祉費補助金	1,320	地域診療情報連携推進費補助金
計	714,063	1,320	715,383			

（款） 15　県支出金　　（項） 2　県補助金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費県補助金	228,126	7,681	235,807	2 児童福祉費補助金	7,681	保育所等給食支援費補助金
5 農林水産業費県補助金	305,085	8,825	313,910	1 農業費補助金	8,825	農業振興対策事業費補助金　8,712 畜産振興総合対策事業費補助金　113
計	667,492	16,506	683,998			

（款） 15 県支出金　　（項） 3 委託金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育費委託金	600	700	1,300	1 教育総務費委託金	700	学校安全総合支援事業委託金
計	56,430	700	57,130			

（款） 19　繰越金　　（項） 1　繰越金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	2,501	19,327	21,828	1 繰越金	19,327	前年度繰越金
計	2,501	19,327	21,828			

３．歳出

（款）　2　総務費　　（項）　1　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
16 諸費	25,352	5,574	30,926				5,574	22 償還金利子及び割引料	5,574	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金
計	3,727,009	5,574	3,732,583				5,574			

（款）　3　民生費　　（項）　1　社会福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	3,385,291	2,640	3,387,931	1,320			1,320	12 委託料	2,640	公費負担医療費助成システム改修業務委託料
計	3,849,593	2,640	3,852,233	1,320			1,320			

(款)　3　民生費　　(項)　2　児童福祉費　　(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 児童措置費	2,425,527	15,363	2,440,890	7,681			7,682	18 負担金補助及び交付金	15,363	保育所等給食支援費補助金
計	3,314,982	15,363	3,330,345	7,681			7,682			

（款）　6　農林水産業費　　（項）　1　農業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	122,714	13,463	136,177	8,712			4,751	18 負担金補助及び交付金	13,463	水田農業ＤＸ推進事業費補助金 9,344 水田農業担い手機械導入支援事業費補助金 4,119
4 畜産業費	1,057	113	1,170	113				18 負担金補助及び交付金	113	畜産振興総合対策事業費補助金
計	1,052,708	13,576	1,066,284	8,825			4,751			

（款）　10　教育費　　（項）　1　教育総務費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	208,050	700	208,750	700				7 報償費	89	研修会等講師謝礼
								8 旅費	256	普通旅費
								10 需用費	355	消耗品費
計	211,069	700	211,769	700						

議案第２７号

財産の取得について

消防ポンプ自動車CD－１型（第１分団第４部）の取得について、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年大川市条例第５号）第３条の規定により、市議会の議決を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

１　取得する財産　消防ポンプ自動車CD－１型（第１分団第４部）

２　履　行　場　所　大川市役所

３　契　約　金　額　金２５，６３０，０００円

４　契約の相手方　福岡県福岡市博多区東光２－１８－３７
株式会社　ナカムラ消防化学　福岡営業所
所長　山口　貴志

５　契　約　の　方　法　条件付き一般競争入札

議案第２８号

大川市副市長の選任について

大川市副市長として次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字下白垣[redacted]
氏　　名　　本　村　和　也
生年月日　　昭和３５年[redacted]
理　　由
令和６年１０月２２日、本市副市長 橋本浩一の退職に伴い、その後任として選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により市議会の同意を求めるものである。

議案第２９号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字向島[redacted]
氏　　名　　貞　苅　邦　雄
生年月日　　昭和２６年[redacted]
理　　由
貞苅　邦雄を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３０号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字鐘ケ江[redacted]
氏　　名　　中　村　庄　一
生年月日　　昭和３０年[redacted]
理　　由
　中村　庄一を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３１号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字諸富[redacted]
氏　　名　　平　田　義　彦
生年月日　　昭和３２年[redacted]
理　　由
平田　義彦を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３２号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字下牟田口[redacted]
氏　　名　　宮　崎　達　三
生年月日　　昭和２６年[redacted]
理　　由
宮崎　達三を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３３号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字中八院[redacted]
氏　　名　　田　中　和　喜
生年月日　　昭和３３年[redacted]
理　　由
田中　和喜を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３４号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字大橋[redacted]
氏　　名　　福　山　善　光
生年月日　　昭和３３年[redacted]
理　　由
福山　善光を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３５号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字坂井[redacted]
氏　　名　　古　賀　隆　一
生年月日　　昭和４３年[redacted]
理　　由
古賀　隆一を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３６号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字北古賀[redacted]
氏　　名　　酒　見　久　典
生年月日　　昭和４０年[redacted]
理　　由
酒見　久典を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３７号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字三丸[redacted]
氏　　名　　岡　千　鶴
生年月日　　昭和３０年[redacted]
理　　由
岡　千鶴を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３８号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字津[redacted]
氏　　名　　今　山　一　祥
生年月日　　昭和３１年[redacted]
理　　由
今山　一祥を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第３９号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字紅粉屋[redacted]
氏　　名　　井　口　信　昭
生年月日　　昭和３６年[redacted]
理　　由
井口　信昭を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第４０号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字大野島[redacted]
氏　　名　　堤　敬　信
生年月日　　昭和２６年[redacted]
理　　由
　堤　敬信を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第４１号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字大野島[redacted]
氏　　名　　山　崎　忠　文
生年月日　　昭和２３年[redacted]
理　　由
山崎　忠文を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第４２号

大川市農業委員会の委員の選任について

大川市農業委員会の委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年６月１５日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字大野島[redacted]
氏　　名　　武　下　博　子
生年月日　　昭和２７年[redacted]
理　　由
武下　博子を農業委員として選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるものである。